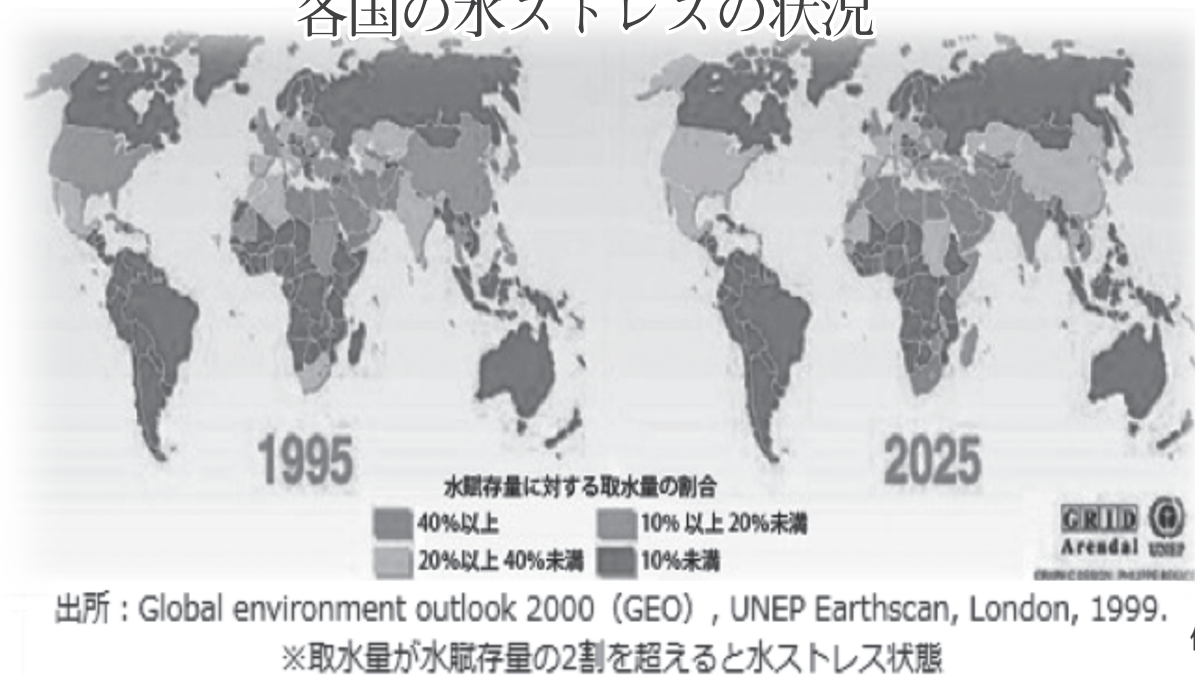


なぜ、TPP・日欧 EPA・日米 FTA を推進するのか？ 多国籍企業に「日本」を売り渡すため！

世界はいま、国家の枠を超えて無国籍化したグローバル企業があらゆる資源・財を自分たちの思うがままにし懐に入れようとしています。自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）は国家間での協定ではありませんが、そもそもその主体はまさにグローバル企業です。彼らは「儲け」のために障害となるものをすべて取り払うために「国家」を操っています。

日本はいま、彼らにとっても魅力的な「市場」になりつつあります。安倍内閣は、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国にする」と豪語しています。種子法廃止、水道民営化、農地法改悪、森林経営管理法（外資が買い集める）漁協法改悪（漁業権が企業に奪われる）卸売市場解体、入管法改悪（移民50万人計画）、ギャンブル解禁等々、水も食料も働く場も国土さえもグローバル企業に差し出されています。

各国の水ストレスの状況



水は二十一世紀の超優良投資商品

2025年までに、48カ国の28億人が、水ストレスまたは水不足に直面すると予測されています。そのうちの40カ国は、西アジア地域、北アフリカ地域、サハラ以南のアフリカ地域の国々です。

今後20年間で、人口増加と水需要の高まりにより、西アジア地域の全ての国々が水不足の地域となる予測されています。2050年までには、その数は54カ国にまで上昇し、世界の人口の約40%に当たる、40億人もの人々が、水ストレスもしくは水不足に直面することが懸念されています。

日本は「水道民営化」推進

世界は、いま「民営化」から再公営化に動いています。民営化によって水道料金の値上げや財政の不透明化、水質の劣化などの弊害が続出しているからです。日本は世界的な水不足が懸念されるなかで、「水」を企業に委ねるというのです。30兆円の価値を持つ日本の水道事業が売られます。日欧EPAによって、安いチーズと共にフランスの水大企業、ヴォリアが日本を席巻します。

種子・海（漁業権）も企業に売られる

種子法廃止

種子の生産には時間と金がかかります。そのために主要な種子（米・麦・大豆）の開発は都道府県が行っていました。今回の廃止で種の開発や管理が「公共資産」から外されることになります。「公共資産である種」が手に入らなくなれば、民間企業の種をかうしかありません。（公共の種の10倍の価格）

さらに、TPP条項によって、「公共種子の開発データ」を民間企業に無償で提供しなくてはなりません。種が巨額の利益を生む「商品」となり、食を企業がコントロールできることになります。

■不安視される種子法が廃止された後の未来

種子法の廃止後に 変わる点	政府の 背景説明	未来？
都道府県への種子（コメ、麦、大豆）の生産や普及の義務づけをやめる	技術の向上で種子の品質が安定した	都道府県の予算が減り、種子の生産体制が縮小。種子の価格も上がる
種子ビジネスにもっと民間企業を参入させる	多様なニーズにこたえるため	民間企業でコストのかかる種子の開発や保存は難しい。質が良くても、利益の出にくい種子が消える
都道府県が持つ種子についての技術や知識を、民間企業に提供	民間企業のノウハウで品種を増やす	地域が育ててきたブランド米の種子の情報が流出。外国企業による種子の支配も

不安視される種子法が廃止された後の未来（週刊朝日 2017年6月30日号より）

漁業法改悪

法案は、漁業権の漁協・地元漁民優先を廃止し、知事による企業への直接免許制を導入するなど企業的大幅参入を許し、沿岸漁業のあり方を根本から崩す内容となっています。

日本の海を持続可能な共通資源として管理する役割を担ってきた漁協は、漁村・多様な日本の水産資源を守ってきました。漁協が海を守るルールを独自に決めて管理する仕組みは世界から注目される制度です。

しかし、この漁業権が「投資商品」になります。アイスランドでは総漁獲量の98%が証券化され経済危機に外資に買い取られました。チリは漁業権の9割が7社の企業に独占されています。

①漁業権漁業	②許可漁業	③自由漁業
権利者が一定の水面を利用する漁業。定着性魚介類（サザエ、ワカメ、イセエビなど）を漁獲する一種と、網などで回遊性魚を漁獲する二種、地引網などを行う三種がある。日本の沿岸部はほぼすべて、これらの漁業権が設定されている。	一定の水面を利用せず行う漁業、例えば沖合で底引き網や、クジラ漁、遠洋カツオ・マグロ漁、いか釣り漁業、ずわいがに漁など。漁業を行う「権利」があるわけではなく、大臣や都道府県知事に許可を受ければ誰でも操業可能。	漁業権漁業と許可漁業意外で、水産資源枯渇の危険性が少ない漁業。例えば、はえ縄漁や一本釣り漁。免許や届け出などは必要なく誰でも操業できる。

農民連フラッシュ

第34回東北農民運動交流集会

11月25～26日、穴原温泉・吉川屋にて東北ブロック交流集会が開催され、東北6県から100名を超す参加がありました。印鑰智哉氏を迎えて「種子法廃止から考える」講演をお聞きし、持続可能な農業のために自分ができることは？を考え、とても学びの深い時間となりました。



人・牛・地域の連携

11月28日農民連役員・専従者研修が行われ18名が参加しました。茨城県大子町で中山間地の耕作放棄地と繁殖牛の周年放牧利用や耕種農家との連携で地域再生に取り組む視察を通じ、地域の資源を生かし、地域再生につなげる工夫と地域の人たちと一緒に取り組むことがいかに大切かを学びました。



青年部の活動、地元の農や食のことをリレーで紹介

若き農業者のつむやきの一と せいねんぶ農人

1才の息子初めてのりんご収穫。毎年、気候に左右されながらの農作業。やっと収穫の喜びを味わえる。今年は子どもと一緒に。次世代へ楽しさが伝わるか。繋がるか。楽しく暮らす姿を見せていきたい。

by 藤田

